



目 次

告 示	ページ
○告示（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）〈3・22揭示〉	1
○告示（特定水産資源の採捕の停止の命令）の一部改正（ " ）〈 " ）	1
○種畜証明書の交付（畜産振興課）	2
○特定農業用ため池の指定（農業基盤課）	2
○特定農業用ため池の指定の解除（ " ）	2
○定置漁業の免許（漁業管理課）	2
○区画漁業権の消滅の登録（ " ）	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正〈3・28揭示〉	3
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数〈3・30揭示〉	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈 " ）	4
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数〈 " ）	4
高知海区漁業調整委員会指示	
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	4

告 示

高知県告示第414号の2

令和3年3月高知県告示第233号（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。  
令和4年3月22日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(12)中「11.013トン」を「70.027トン」に改める。  
3中「25.4トン」を「28.4トン」に改め、3の(12)中「1.880トン」を「4.797トン」に改める。

高知県告示第414号の3

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年3月）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和4年3月高知県告示第169号の2（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「令和4年3月4日から同月31日まで」を「令和4年3月4日から同月22日まで」に改める。

## 高知県告示第453号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11407263326	令4・3・11	若南 (全和2020子高褐1023)	牛	褐毛和種	令2・1・31	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

## 高知県告示第454号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池として次のとおり指定した。

令和4年4月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 特定農業用ため池の名称及び所在地  
次のとおりとする。
- 2 指定年月日  
令和4年3月11日  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第455号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和4年4月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の解除をした特定農業用ため池の名称及び所在地  
次のとおりとする。
- 2 指定の解除年月日  
令和4年3月11日  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第456号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、次のとおり定置漁業を令和4年4月8日に免許した。

令和4年4月8日

高知県知事 濱田 省司

◎定置漁業権（1件）

海区漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	条件	漁業権の存続期間
定第1,038号	宿毛市小筑紫町小浦90番地26 与力水産株式会社 代表取締役 吉村 典彦	令和3年12月高知県告	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	令和4年4月8日から

		示第 1071 号の とお り	令和 5年 8月 31日 まで
--	--	-----------------------------	-----------------------------

高知県告示第457号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。

令和4年4月8日

高知県知事 濱田 省司

◎区画漁業権（第一種区画漁業（くろまぐる養殖））（1件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成30年9月1日	区 第 3,303号	宿毛市小筑 紫町田ノ浦 1337番地2 すくも湾 漁業協同 組合 代 表理事 浦尻 和 伸	区画漁 業	放棄	令和4年 4月8日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和4年4月8日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年10月13日 3 高都計第383号	吾川郡いの町池ノ内 字ヒガシフサキ634 番6	吾川郡いの町天王 南三丁目2番地17 有限会社和信機工 代表取締役 和 田 晃典

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第49号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月28日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

「

医療法人森下会森下病院	四万十市中村一条通二丁目44番地
-------------	------------------

を

「

医療法人森下会森下病院	四万十市中村一条通二丁目44番地
医療法人一条会渡川病院	四万十市具同2278番地1

」

に改める。

2 老人ホームの表中

「

社会福祉法人南海福社会空床型短期入所生活介護事業所四万十の郷	四万十市安並字東丸5803番地
--------------------------------	-----------------

を

「

社会福祉法人南海福社会空床型短期入所生活介護事業所四万十の郷	四万十市安並字東丸5803番地
社会福祉法人愛生福社会ケアハウス四万十	四万十市中村山手通45番2

」

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,933人である。

令和4年3月30日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第52号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,106人である。

令和4年3月30日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第53号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月30日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,447人
室戸市・東洋町選挙区	4,431人
安芸市・芸西村選挙区	5,911人
南国市選挙区	13,096人
土佐市選挙区	7,549人
須崎市選挙区	5,902人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,541人
土佐清水市選挙区	3,813人
四万十市選挙区	9,440人
香南市選挙区	9,314人
香美市選挙区	7,387人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,017人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,194人
吾川郡選挙区	7,918人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	9,209人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,592人
黒潮町選挙区	3,123人

-----  
海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示  
-----

**高知海区漁業調整委員会指示第97号**

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和4年4月8日に次のとおり指示した。

令和4年4月8日

高知海区漁業調整委員会会長 前田 浩志

- 1 制限
    - 2の保護区域内及び免許区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。
  - 2 保護区域
    - 別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。
      - (1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。
      - (2) 基準点
        - ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。
        - イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。
        - ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。
      - (3) 前面及び後面 基準線に対して直角をなす直線の方向をいい、端口がある方を前面とする。ただし、両口の場合は、端口の広い方向を前面とし、基準線を挟み前面の反対方向を後面とする。
      - (4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。
      - (5) 区域 丘の基準点及び沖の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離の4点（後面がない場合にあっては、丘の基準点及び沖の基準点並びに丘の基準点及び沖の基準点から同表の右欄に掲げる前面の距離の2点）を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。
  - 3 指示の効力
 

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。
  - 4 指示の有効期間
 

この指示の有効期間は、令和4年4月8日から令和5年8月31日までとする。
- 別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合
土佐清水市貝の川沖	定第1,038号	ぶり、あじ、その他定置漁業	1,300メートル	520メートル	550メートル